

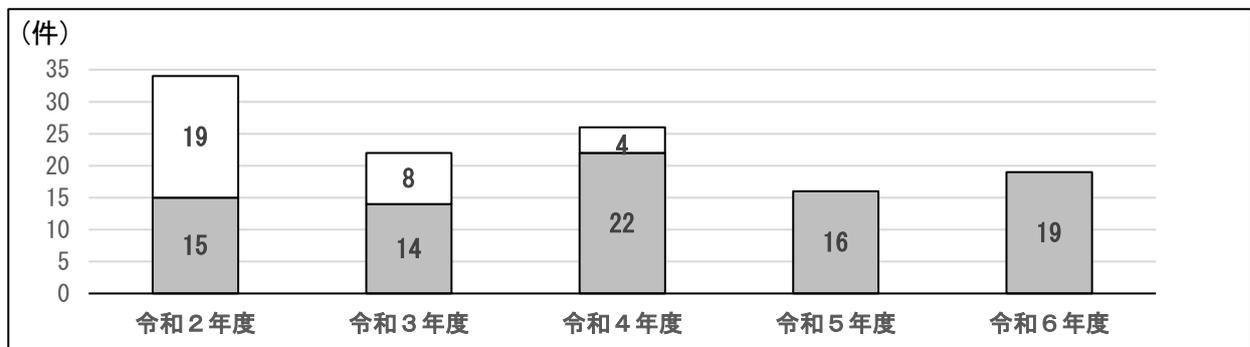
令和 7 年 5 月 26 日

## 令和 6 年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定に基づく措置をとり、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和 6 年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

### 【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



- (凡例) ■ 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案  
□ 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

#### ○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案（19 件）

令和 6 年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案として、「タスク副業」で報酬をうたい、高額を送金させる事業者に関する事案、通信販売サイトの返金手続を装い、コード決済サービスを利用して、返金ではなく逆に送金させる事業者に関する事案、高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者及びロードサービス事業者に関する事案などについて、19 件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

#### <消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案>

事案名	消費者事故等の種類	件数
「タスク副業」で報酬をうたい、高額を送金させる事業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為	5 件
通信販売サイトの返金手続を装い、コード決済サービスを利用して、返金ではなく逆に送金させる事業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為	4 件
高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者及びロードサービス事業者に関する注意喚起	○虚偽・誇大な広告・表示	3 件

事案名	消費者事故等の種類	件数
大手通信関連会社の名称をかたる架空請求業者に関する注意喚起	○消費者を欺く行為 ○消費者を威迫して困惑させる行為	2件
人気ブランド商品の偽サイトに関する注意喚起	○消費者を欺く行為	2件
エステサロンで SNS への広告投稿副業を勧誘する事業者に関する注意喚起	○不実告知	2件
火災保険金を利用した修理工事契約を締結させる事業者に関する注意喚起	○不実告知	1件

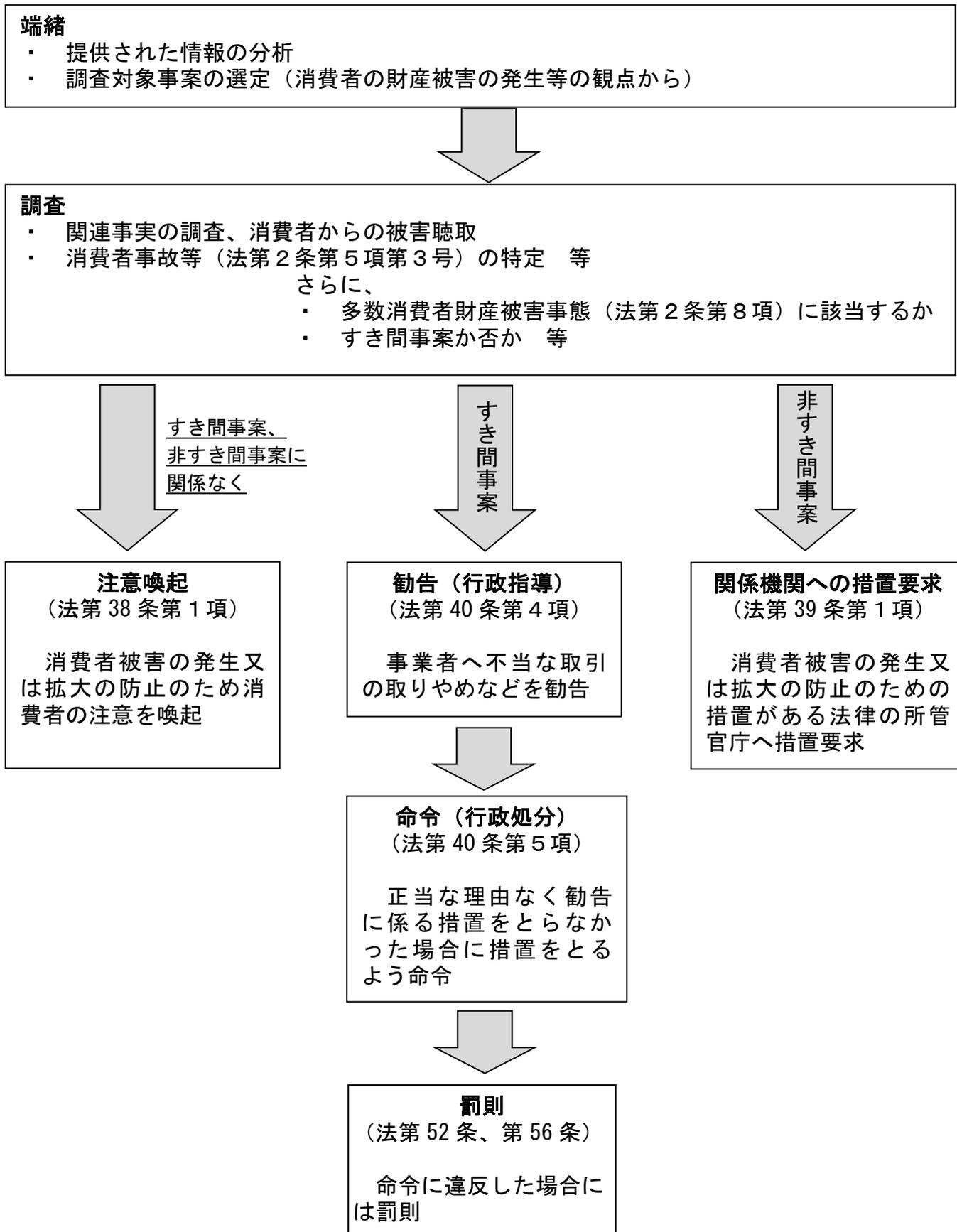
本件に関する問合せ先  
 消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室  
 TEL : 03-3507-8800 (代表)

## ○ 消費者安全法に基づく注意喚起を実施した事案の概要（19件）

実施日 措置	事案名	概要
R6.6.11 注意喚起	大手通信関連会社の名称をかたり、自動音声や国際電話番号等を用いて架空の利用料金請求を行う事業者に関する注意喚起	<p>携帯電話等への自動音声ガイダンスやSMSのメッセージ等を用いて、「NTTファイナンス」又は「NTT」の名称をかたり、会員サイト等の利用料金が未納であるかのような説明をし、当該未納の利用料金として、電子マネーを購入して支払うよう指示していた事業者（以下「本件事業者」という。）は、実在する事業者であるNTTファイナンス株式会社や日本電信電話株式会社とは全く無関係であった（消費者を欺く行為）。</p> <p>また、本件事業者は、会員サイト等の未納の利用料金を支払うように指示し、支払わなければ裁判になる、法的措置を採るなどと告げて、消費者を不安に陥れていた（消費者を威迫して困惑させる行為）。</p>
R6.6.27 注意喚起	「火災保険を使って実質的に無料で修理ができる」などとうたい、火災保険金を利用した修理工事契約を締結させる事業者に関する注意喚起	<p>天建と称する事業者は、消費者と消費者宅の修理工事契約を締結するに際し、あたかも、消費者宅の損傷が自然災害（雪、ひょう等）により生じたものであって火災保険金が支払われるものであるかのように告げていたが、実際には、自然災害の認定はされず火災保険金が支払われることはなかった（不実告知）。</p>
R6.8.29 注意喚起	人気ブランドのヘルスケア又はオーディオ家電等を販売すると称する偽サイトに関する注意喚起	<p>偽広告及び偽サイトの運営等を行う事業者（以下「本件事業者」という。）は、オムロン又はアンビーのブランドロゴを使用した偽広告及び同ロゴ又は展示会の画像等を使用した偽サイト（以下「本件偽サイト」という。）をインターネット上に公開し、これらにおいてあたかもオムロン又はアンビーの正規品を販売するように消費者を誤認させて商品を注文させていたが、本件事業者が本件偽サイトを通じて消費者に販売した商品は、オムロンの場合はオムロンとは関係のない商品、アンビーの場合はブランドロゴが表示されている模倣品等であった（消費者を欺く行為）。</p>
R6.9.30 注意喚起	ウェブサイト上では適正かつ低額な料金で駆除作業を行うかのように表示しているが、実際には高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者に関する注意喚起	<p>株式会社ORBITAL PERIOD（以下「本件事業者」という。）は、自宅でゴキブリを発見するなどして困っている消費者がインターネットで検索し、検索結果の上位に表示された「害虫110番」と称する本件事業者が運営するウェブサイトにおいて、「関東エリア 最安レベルに挑戦！ 追加料金一切なし！ 税込550円～」、「シンプル料金&amp;明朗会計」、「駆除作業の面積に応じた料金」等といった適正かつ低額な料金でゴキブリを駆除する旨を広告・表示し、これを見た消費者は、本件事業者からゴキブリの駆除作業を適正かつ低額な料金で提供してもらえるものだとして認識して、ゴキブリの駆除作業を依頼していたが、実際に本件事業者が提供したゴキブリの駆除作業の実態は広告・表示の内容とは異なるものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。</p>

実施日 措置	事案名	概要
R6. 10. 24 注意喚起	「SNSでPR投稿をする と報酬がもらえる」と エステサロンで勧誘 する事業者に関する 注意喚起	消費者は、無料エステ体験で来店したエステサロンにおいて「SNS に広告を投稿したら月1万円の報酬がもらえる」副業（以下「本件副業」という。）を勧誘された際、あたかも、本件副業の報酬として毎月4万7千円が消費者の銀行口座に入金され、PR エージェント加盟金の分割払分として3万7千円が差し引かれた差額の1万円が消費者の収入になるかのように告げられ、株式会社ライフパートナーズと「加盟店契約」と称する契約を、株式会社NEOマーケティングと「業務委託契約」と称する契約を締結していたが、実際には、消費者に対しては、最初の数か月を除き報酬が支払われない、又は最初から全く支払われないものであった（不実告知）。
R7. 2. 6 注意喚起	「タスク副業」で報酬 が支払われるとうたい、 実際には高額を送金させ る事業者に関する注意喚起	Telegram 等上で、「椿 ●美」等のアカウントを使用していた事業者（以下「本件事業者」という。）は、消費者が、高額な参加費用を支払う高収入タスク副業に参加すると、消費者の作業内容の誤りを指摘し、更に追加作業に要する費用として数万円から数十万円を追加送金すれば、タスクが完了して、これまで支払った参加費用は返金され、高額報酬が支払われるなどと告げるが、消費者が支払った参加費用が返金されることも、本件事業者が提示した高額報酬が支払われることもなかった（消費者を欺く行為）。
R7. 2. 28 注意喚起	通信販売サイトの返金 手続を装い、〇〇ペイとい ったコード決済サービス を利用して、返金では なく逆に送金させる事 業者に関する注意喚起	「HKR 市場店」等と称するウェブサイト（以下「本件サイト」という。）を運営するなどする事業者（以下「本件事業者」という。）は、本件サイトで消費者が注文した商品が欠品しているとして、PayPay というコード決済サービス（以下「〇〇ペイ」という。）で商品代金を返金すると称して消費者に〇〇ペイのアプリを開かせ、消費者が〇〇ペイのアプリを開くと、消費者に対し、商品代金の返金に必要なIDの入力であるなどと〇〇ペイのアプリの操作を指示するなどし、消費者を欺き、返金ではなく、本件事業者へ送金をさせていた（消費者を欺く行為）。
R7. 3. 24 注意喚起	ウェブサイトでは適 正かつ低額な料金で ロードサービスを行 うかのように表示し、 実際には高額な料 金を請求する事 業者に関する注意喚起	大和商会及び関東バッテリートラブルセンターと称する事業者（以下「本件事業者」という。）は、スマートフォンによるインターネットの検索結果で、広告等として上位に表示された「CARお助けサービス」又は「関東バッテリートラブルセンター」と称する本件事業者が運営するウェブサイトにおいて、「基本料金 3,980 円（税込）～」、「レッカー・けん引 4,400 円（税込）～」、「業界最安水準で対応可能」、「基本料金 7,980 円 ▶ 1,980 円税込～」等といった適正かつ低額な料金でロードサービスが利用できる旨を広告・表示し、これを見た消費者は、ロードサービスを適正かつ低額な料金で提供してもらえるものだとして認識して、ロードサービス作業を依頼していたが、実際に本件事業者が提供したロードサービス作業の実態は、適正かつ低額な料金で提供されるものではなく、広告・表示の内容とは異なるものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。

## 消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



## ○ 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

### （定義）

#### 第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7（略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

### （消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4（略）

### （他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2（略）

### （事業者に対する勧告及び命令）

#### 第四十条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第八章 罰則

(略)

**第五十二条** 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(略)

**第五十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

### ○ 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）（抄）

#### （消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）

**第三条** 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
  - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
  - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)